

高松市学校施設整備指針 概要版

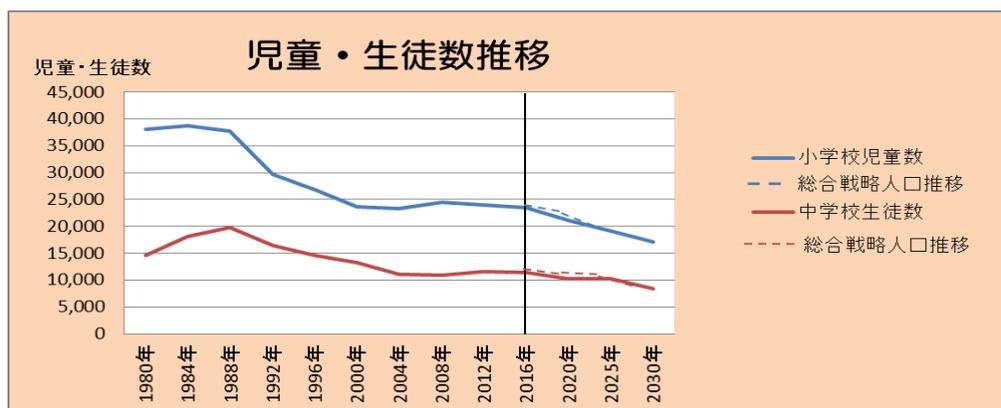
I 整備指針策定の目的

本市の小・中学校は、その多くが、第二次ベビーブームにより昭和40年代から50年代にかけて、校舎・屋内運動場等が建設されており、建築後30年を超える施設が約8割と老朽化が進んでいる状況にあります。

高松市ファシリティマネジメント推進基本方針及び文科省学校施設老朽化対策ビジョンを基に、計画的な整備・学校施設の長寿命化の考え方などを踏まえ、中長期的な視点から財政負担の軽減を考慮し、教育環境の質的向上等の観点をあわせた効果的・効率的な施設整備を図ることを目的として「高松市学校施設整備指針」を策定するものです。

II 学校施設整備の現状と課題

1. 児童・生徒数の推移



2. これまでの整備

近年では、児童生徒数の減少や、学校施設が老朽化して行く中、良好な学校教育環境を維持するため、新設統合校の整備、学校施設の耐震化、校舎等の増改築、普通教室への空調機設備などの整備に取り組んできました。

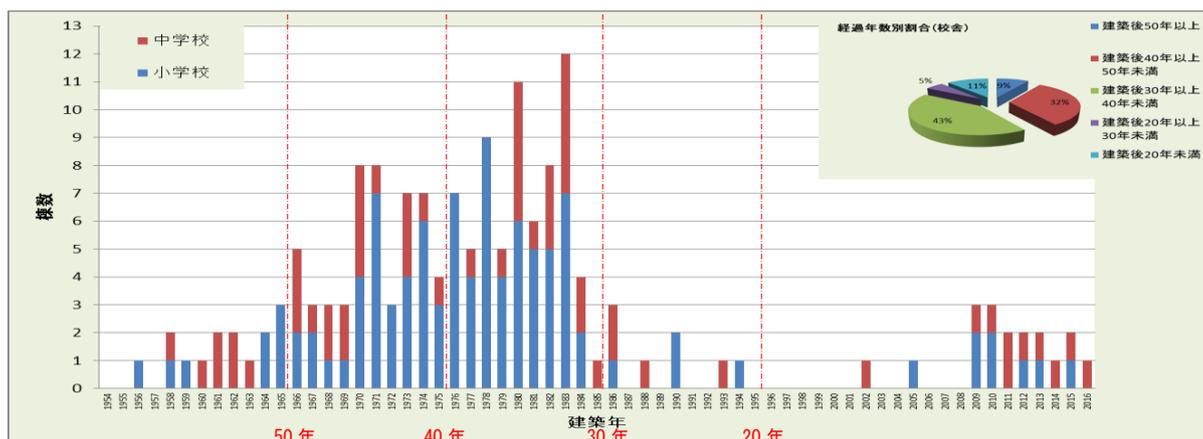
また、校舎の外壁や屋上などの経年劣化や、給排水管などの設備不具合への対応が課題となっており、各学校の状況に応じて、建物の外壁や、屋根・屋上防水、給排水・機械・電気設備等のほか、床・内外建具の改修に取り組んでいます。

3. 老朽化の現状

本市が保有する小・中学校の数は、平成28年4月1日時点で、小学校50校、中学校23校で棟数は235棟（校舎棟160棟、屋内運動場棟75棟）となっています。

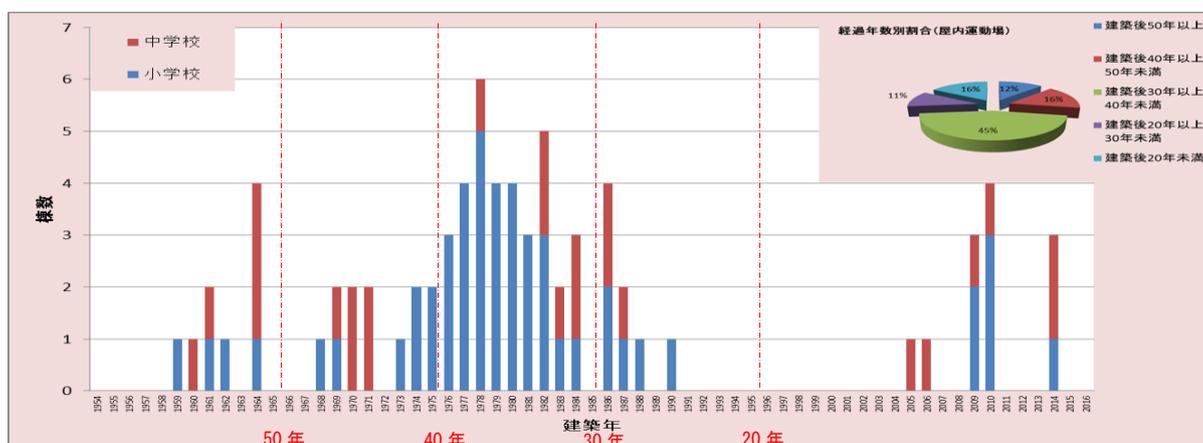
昭和40年（1965年）頃から59年（1984年）にかけて特に整備が集中しています。これらの建物は建築後30年以上経過しており、老朽化が進んでいます。

■校舎棟



※複数年で建設している棟については、建築初年で集計

■屋内運動場棟



4. 今後の課題

■老朽化への対応

学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であり、教育活動を行うための基本的な教育条件の一つであることから、安全面、機能面でより高い水準が求められています。

学校施設の老朽化の進行は、安全性や機能性を損なうもので、早急な対策が必要となっています。

■長寿命化への転換

今後、老朽化した施設が更に増加し、建て替えが必要となる施設が一定期間に集中することにより、財政に及ぼす影響を軽減させるため、改修による対応が可能な施設は、長寿命化改修等を実施することで、施設の長寿命化を図る必要があります。

Ⅲ 学校施設整備の考え方

1. 老朽施設の解消

■長寿命化改修の導入

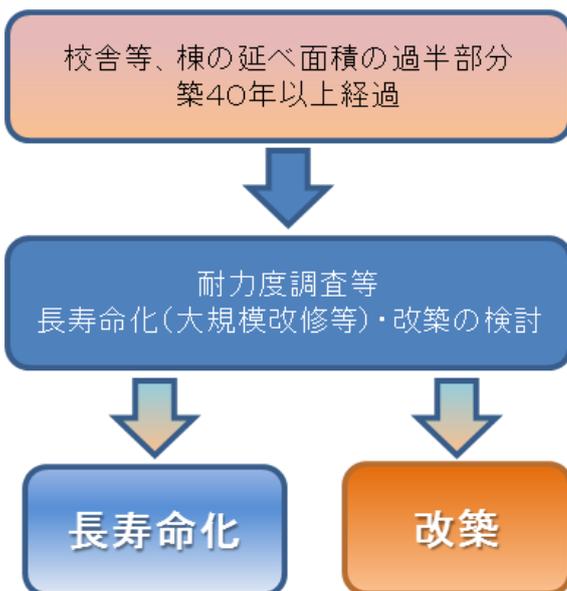
40年以上経過した施設については、耐力度調査及びコンクリート強度の確認を行い、その結果を基に、改修による長寿命化が可能か、改築すべきかを判断します。一定以上の強度であれば、長寿命化改修及び予防保全を行うことにより、80年程度の使用を目指します。長寿命化対策を講じても施設の延命化が期待できない施設については、改築を行います。

長寿命化改修及び改築については、棟ごとに行います。

<耐力度調査>

- ・ 築年数40年以上を対象とします。
- ・ 1の棟を複数年で増築を行っている場合は、40年以上経過している面積がその棟の延べ面積の過半を占めるものを対象とします。
- ・ 複数棟が連続して建設されており建設年度が近接している棟については、施設全体で考えます。

■改築・長寿命化へのフロー



<参考>

- ・ 高松市ファシリティマネジメント推進基本方針
(平成24年9月(平成26年4月改正))
 - 保有総量の最適化 ■施設の長寿命化
 - 維持管理の効率化
- ・ 高松市公共施設長寿命化指針(平成27年3月)
 - 目標使用年数 70年 ■中長期保全計画
 - 長寿命化設計基準
- ・ 文部科学省学校施設老朽化対策ビジョン(平成25年3月)
 - 計画的整備
「事後保全型」から「予防保全型」管理への転換
 - 学校施設の長寿命化
築70年～80年以上の長寿命化も技術的には可能

2. 整備に際し配慮すべき事項

- 安全・安心な施設環境
- 教育環境の質的向上・環境配慮
- 防災機能の強化
- 地域との連携
- 施設規模の適正化

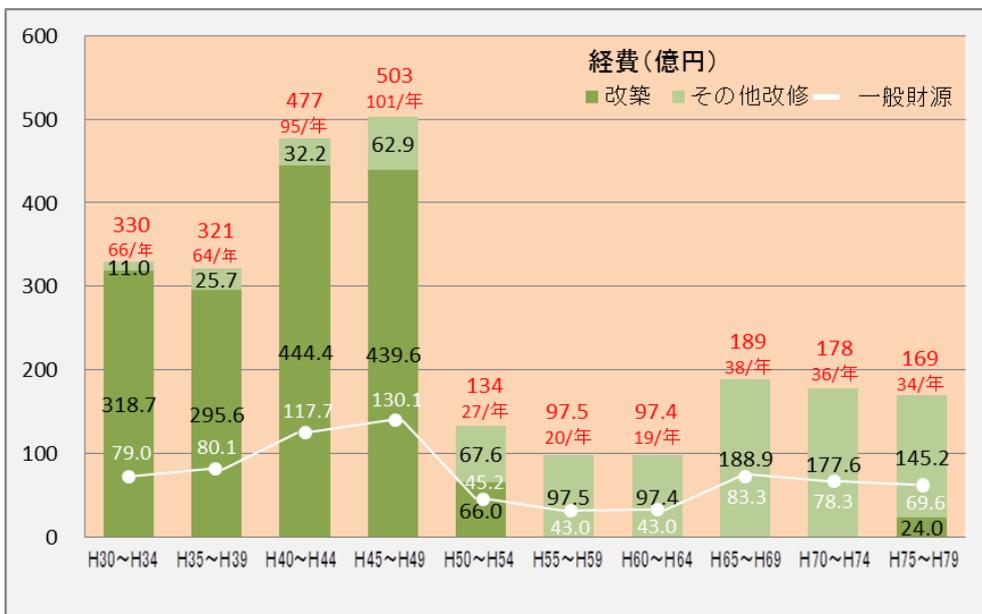
3. 建築物・設備の整備内容

- 外壁改修
- 屋上防水改修
- 内装改修
- トイレ改修
- プール改修
- 電気設備改修
- 機械設備改修
- バリアフリー化改修
- 運動場整備
- 避難所機能強化
- 外構整備

4. 整備にあたっての課題

■必要経費と財源

建設後50年前後で改築をした場合の概算事業費



長寿命化改修を採用し、平準化した場合の概算事業費 (例)



※あくまで現時点でのシミュレーションであり、今後、財政状況等を踏まえ、実行可能な計画となるよう、さらに検討を行います。

※実際の整備計画は、その時々、財政状況、耐力度調査の結果などにより経費が変わります。

IV 学校施設設計画の策定に向けて

本市の学校施設整備にあたり、この指針に基づき、平成29年度以降に学校施設整備計画を策定しますが、全小・中学校の整備には相当の期間を要すること、財政状況の見通しや実行性の面から、10年間を1つの計画期間とし、前期5年、後期5年ごとに見直し、準備を行いながら整備を進めていきます。